

[更新履歴]

2020年10月8日：団体設立

2021年10月5日：規約の変更

2024年10月8日：規約の変更

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当団体の名称は、印西市市民公益活動団体Shake Hands（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を（代表理事宅）に置く。

2 本会は、理事会の決議により主たる事務所を、必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、その能力を発揮するとともに、安全で安心な環境でいきいきと生活することができるよう、すべての人に対して、相談事業、生活支援、社会的処遇の改善、地域生活の安全、人権の擁護、福祉の増進に関する事業を行い、男女共同参画社会の形成と子どもの健全育成の推進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に該当する事業を行う。

- (1) 子育て支援に関する事業
- (2) 子どもの健全育成に関する事業
- (3) 多世代の交流・居場所づくりに関する事業
- (4) 能力開発、起業・就労支援等のキャリア形成に関する事業
- (5) 有料職業紹介事業及び労働者派遣に関する事業
- (6) 子育て及びキャリア形成に関する情報の収集提供に関する事業
- (7) 市民活動支援事業
- (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員は、この団体の目的に賛同し、この団体の活動及び事業を推進する個人
- (2) 貢献会員は、この団体の目的に賛同し、この団体の活動を支援する個人及び団体
- (3) 活動会員は、この団体の目的に賛同し、この団体で活動を行なう個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 会員として入会を希望する者について、代表理事は、理事会の承認を得て入会を認めるものとする。理事会は、正当な理由がない限

り、これを承認しなければならない。

4 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失しう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他この団体の秩序を乱す行為をしたとき。

2 賛助会員及び活動会員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員

第13条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 代表理事 1人
- (2) 副代表理事 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 1人

2 役員のうち1人を代表理事とし、常任役員を若干名置くことができる。

#### (選任)

第14条 役員は理事会において選任する。

2 監事は代表理事、副代表理事、会計を兼ねることができない。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (職務)

第15条 代表理事は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき（本会と代表理事との利益が相反する事項その他事実上又は法律上の原因から代表理事が職務活動をすることができないときを含む。）又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 前項の規定により副代表理事が代表理事の職務を代行したときは、当該副代表理事は職務執行の状況を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

4 役員は、理事会を構成し、この規約の定め及び総会または理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 会計は、本会の会計を担当する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 役員の業務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合に、総会を招集すること

(5) 役員の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が前項各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 正会員の除名

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 監事の解任

(7) その他運営に関わる事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が、必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければな

らない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知をしなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から代表理事が指名する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席又は委任状により成立する。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に特別の定めのある場合を除いては、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は監事を除く役員をもって構成する。ただし、監事は理事会に同席し、意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 役員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも2日前までに通知をしなければならない。

## (議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者が、これにあたる。

## (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した役員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (表決権等)

第36条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

## (議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## (定足数)

第38条 理事会には、第26条から第29条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

### (資産の管理)

第40条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

### (予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

## (事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## (事業年度)

第46条 この団体の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

## (臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 規約の変更、解散及び合併

### (規約の変更)

第48条 本会が、規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

2 本会が規約を変更したときは、所轄係に届け出なければならない。

### (解散)

第49条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) 本会の目的とする事業が終了したとき

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄係に届け出なければならない。

### (残余財産の帰属)

第50条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、【国・地方公共団体】に譲渡するものとする。

### (合併)

第51条 本会が合併しようとするときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

## 第9章 事務局

### (事務局及び職員)

第52条 本会は、本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

### (組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第10章 剰余金の分配の禁止

### (剰余金の分配)

第55条 この法人は、特定非営利活動促進法第11条第1項の規定に基づき、剰余金の分配を行わない。

## 第11章 雜則

(細則)

第56条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 金山あゆみ

副会長 齊藤ちぐれ

副会長 源河寿理

3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年9月30日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年9月30日までとする。

附則

- 1 この規約は、令和6年10月8日から施行する。

これは、本会の規約に相違ありません。

令和6年10月8日

千葉県印西市草深1240-44

印西市市民公益活動団体 Shake Hands

代表理事 齊藤ちぐれ

## メモ

### ・第6条

正会員 10000円/年

賛助会員 5000円/年

活動会員 0/年

10/31までにSH口座に振り込む

### ・理事会

代表理事1人 斎藤

副代表理事1人 源河

常任理事3人 小山内、金山、小林

会計1人 大杉

監事1人 山城

## 審議すべき内容

### ・第7条 入会申込書

### ・第8条 会員の入会金

### ・第9条 退会届

### ・第41条 事業計画書これに伴う活動予算書

### ・第45条 貸借対照表及び財産目録

